

船舶事故調査報告書

平成26年6月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年1月21日 01時00分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市池間島東方沖 池間島灯台から真方位105° 1.6海里付近 （概位 北緯24°55.7′ 東経125°15.9′）
事故調査の経過	平成26年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸丸、5.8トン ON2-2223（漁船登録番号）、個人所有 12.68m(Lr)×2.33m×0.90m、FRP ディーゼル機関、235.36kW、昭和49年1月5日 第252-20618号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年2月19日 免許証交付日 平成23年8月30日 （平成28年10月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に亀裂、ビルジキールに破損、プロペラ翼に曲損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、約2.0mの船尾喫水により、池間島東方沖で一本釣り漁を操業中、船長が、出港前、本事故当日の風が次第に強まり、天候が悪化する予報を入手していたものの、風もなく月明かりもあることから、天候はまだ悪化しないと思い、予定していた漁を終える時間となったが、漁場を移動して漁を再開した。</p> <p>船長は、漁を再開して約2時間が経過した頃、風が強くなっていることに気付き、天候が悪化する前に帰港しようと思い、漁を中止して帰航を始め、池間島北東方灯標に近づいたので針路を転じ、約9ノットの速力で南西進を始めた。</p> <p>船長は、ふだん、池間島東方で漁を行った際は、池間大橋の下を通過して池間漁港に帰ることとしていたが、池間島東口水路が狭いので、池間島北東方灯標に向かって航行を行い、同灯標に近づいてから南西</p>

	<p>進を始め、池間島東口水路灯標と池間大橋の中央の灯火を重視目標とし、池間大橋から約1.5km南西方にある風車の灯火の見え方により、本船の位置を把握して針路を調整しながら、水路を航行していた。</p> <p>また、船長は、日中に池間島東口水路の可航域の両端を通り、GPSプロッターに航跡を記録させたものを避険線としていた。</p> <p>船長は、池間島北東方灯標に近づいたので、針路を転じ、約9ノットの速力で南西進を始めた後、本船は、次第に強まった波浪の影響で船首が左右に振れだし、船首方位が安定しなくなった。</p> <p>船長は、目標としている風車の灯火を確認しようとしたが、雨が降り出し、灯火がはっきりと見えず、船位を把握できなかったため、GPSプロッターを見て船位の確認を行い、前方を見たところ、池間島東口水路灯標の方向に船首が向いており、この進路では水路の西側に乗り揚げるとして舵を左に取ったところ、平成26年1月21日01時00分ごろ、本船が、池間島東口水路東側の干出浜（さんご礁）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船が完全に乗り揚げており、潮位が上昇しても自力での離礁はできないものと思い、自力での離礁を諦めて知人に電話で救助を求め、船長及び乗組員は、来援した僚船に移乗して池間漁港に戻った。</p> <p>船長は、夜明けを待って池間大橋から本船の状況を確認したところ、離礁して漂流中の本船を見付け、僚船に乗船して本船に向かい、移乗して投錨し、その後、本船は、他の漁業協同組合所属の漁船にえい航されて池間漁港に入港した。</p> <p>(付図1 本船の予定進路概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 しゅう雨、風向 北北東、風力 6、視程 約7km 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約0.5m</p> <p>宮古島市には、20日16時17分から強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故当時は継続中であった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、GPSプロッターには誤差がある可能性があるため、物標を目視で確認した船位の方が正しいと思っていた。</p> <p>船長の口述によれば、池間島東口水路の可航幅は、約15m～25mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、池間島東方沖を南西進中、船長が、目標としている風車の灯火を確認しようとしたものの、雨が降り出し、灯火がはっきりと見えず、船位を把握できずに航行していたことから、GPSプロッター</p>

	<p>を見て船位の確認を行い、前方を見た際、池間島東口水路灯標の方向に船首が向いており、水路の西側に乗り揚げると思って舵を左に取ったところ、池間島東口水路東側の干出浜（さんご礁）に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、池間島東方沖を南西進中、船長が、目標としている風車の灯火を確認しようとしたものの、雨が降り出し、灯火がはっきりと見えず、船位を把握できずに航行していたため、GPSプロッターを見て船位の確認を行い、前方を見たところ、池間島東口水路灯標の方向に船首が向いており、水路の西側に乗り揚げると思って舵を左に取ったところ、池間島東口水路東側の干出浜（さんご礁）に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船位の確認が困難な時は、無理に狭い水路を航行せず、他の航路を選定するか、船位が確認できるようになってから航行すること。

付図1 本船の予定進路概略図

